

## = 業界情報 =

### 申請書（OCRシート）無償配布について

運輸支局及び軽自動車検査協会へ検査登録申請を行うためのOCRシートは、平成29年1月より一部汎用紙化され、**無償配布**される予定です。そこで、窓口の販売は、**平成28年12月末**をもって終了致します。

ご購入後のOCRシートのご返品・交換等は、お受け致しかねますので、在庫等ご留意のうえ、ご購入をお願いいたします。

尚、現行のOCRシートは、平成29年1月以降も当分の間、使用は可能です。

### 年末および年始における業務の取扱いについて（お知らせ）



標記の業務の取扱いについて、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 年末における業務は12月28日（水）まで、年始における業務は1月4日（水）から行うこととします。
2. 検査部及び事務所における年末の業務の取扱いについては、次のとおりとします。  
年内に検査・登録を行う改造自動車及び並行輸入自動車等の事前審査届出事案の受け付けは、12月14日（水）までとします。

### ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について

標記については、昨年、適正な車輪脱着作業の再徹底及び大型自動車（車両総重量8トン上の貨物自動車又は乗車定員30人以上の乗合自動車）の使用者による適切な保守管理の実施の啓発を図ることを目的として、周知・啓発用資料「ストップ!!ザ・車輪脱落事故」（別添）を作成するとともに、これを活用する等して、大型自動車の適正な車輪脱着作業を会員の皆様には徹底して頂くようお願いしていたところです。

しかしながら、今般、国土交通省が平成27年度の同種事故の発生状況を調査したところ、前年度に比べ4件減となっているものの、ほぼ横ばいで依然厳しい状況となっております。

このため、国土交通省では、当該事故を防止する対策を講じることとし、プレスリリースを実施するとともに、今般、当会に対して適正な車輪脱着作業の再徹底及び大型自動車の使用者に対する一定走行後の増し締め、日常点検の確実な実施並びに中型トラック等についても、同様の留意事項の実施について周知依頼がありました。

つきましては、昨年度に国土交通省及び関連団体が当該周知を図ることを目的として作成した別添の資料（チラシ）データを活用するなど、引き続き会員の皆様には、適正な車輪脱着作業の徹底をお願いします。

また、大型自動車の使用者に対して、一定走行後の増し締め、日常点検の確実な実施を含めて、再周知をお願いいたします。

平成 28 年 11 月 4 日  
自動車局整備課

## ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について

### (車輪脱落事故発生状況)

- 平成 27 年度中の大型自動車に係る事故発生件数は 41 件（前年度比 4 件減／約 1 割減）、うち人身事故は 1 件。発生件数は 4 年ぶりに減少したものの依然として高い水準で発生。
- 昨年 11 月から今年 3 月の冬期に 24 件と多発。積雪地域での発生率が高い！

### (適切なタイヤ交換作業を)

- タイヤを交換する際には、規定の締付トルクでのホイール・ナットの確実な締め付け、一定走行後の増し締め、ホイール・ボルトの誤組み付け防止等の適切な作業が必要です！併せて、日常点検をはじめとした法定点検の励行が重要です！

1. 今般、平成 27 年度中の大型自動車（車両総重量 8 トン以上のトラック又は乗車定員 30 人以上のバス）のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況をとりまとめました。事故件数が 4 年ぶりに減少したものの、高い水準で発生している状況です。

2. 大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止のため、タイヤ交換時や日頃の点検時に次の点に注意してください。

#### ① 規定のトルクでの確実な締め付け

車輪の締付け方式には JIS 方式と ISO 方式があります。トルクレンチを用いるなどにより規定の締付トルクで確実に締め付けます。なお、規定の締付トルクについては、以下の U RL でもご覧いただけます。

【(一社)日本自動車工業会 HP】<http://www.jama.or.jp/user/pdf/wheelnut.pdf>

#### ② 一定走行後（50～100km）の増し締め

締め付け後は初期なじみによってホイール・ナットの締付け力が低下します。

50～100km 走行後を目安に増し締めを行います。特に、JIS 方式のダブルタイヤの場合の締め付け方法については、ご注意ください。

#### ③ 日常（運行前）点検での確認

一日一回、運行の前に、ホイール・ボルトの折損や緩み等がないか点検ハンマなどを使用して点検します。

#### ④ 専用ボルト及びナットの使用

スチールホイール、アルミホイールの履き替え時には、それぞれ適合するホイール・ボルト及びナットの使用が必要です。

このほか、車輪の取り付け状態の確認は、法定点検（3 ヶ月及び 12 か月）の項目となっていますので、確実な点検整備を行い、車輪脱落事故の防止をお願いします。

点検内容はこちら <http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/images/t2-1/leaflet-1.pdf>

中型トラック等でも、ホイール・ボルト折損による車輪脱落事故が発生しています。車輪脱落事故防止のための留意事項は同様ですので、適切な作業の実施をお願いします。

3. 国土交通省では、本日付で関係団体に対し、車輪脱落事故防止の徹底を要請する通達を発出しました。

#### <問い合わせ先>

国土交通省 自動車局 整備課 平川、川津

TEL : 03-5253-8111 (内線:42412) 03-5253-8599 (直通)

FAX: 03-5253-1639

－大型車をご使用の皆様へ車輪脱落事故防止のお願いです。

(別添)

# STOP!! ザ・車輪脱落事故

## 大型車の車輪脱落事故ゼロへ

車輪の脱落事故が起きています

大型車・車輪脱落事故

412件!

平成15年1月～平成26年12月(年間約34件)

車輪が脱落するまでには必ず予兆があります。  
日頃の点検・整備で車輪脱落事故を防止。  
ご自身による車輪まわりの点検をお願いします。

車輪脱落事故の多くは、ホイール脱着後1か月以内  
に起きています。正しい脱着作業をお願いします。



車輪の脱落は、路上故障や他の交通の妨げとなるばかりではなく、歩行者や他の車両の乗員の命に係わるなど、場合によっては重大な事故を引起し、社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

安全確保のために、日頃から、正しい点検・整備の実施をお願いします。  
あなた自身による、正しい点検・整備の実施が重要です。

### 車輪脱落を防ぐ、4つのポイント

#### 確実な締付け

締付け方式には、球面座で締付けるJIS方式と平面座で締付けるISO方式があります。規定の締付けトルクで確実に締付けます。



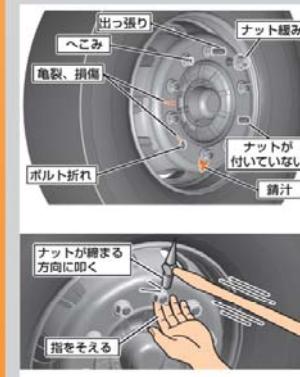
#### 増し締めの実施

締付け後は初期じみによってホイールナットの締付け力が低下します。50～100km走行後を目安に増し締めを行います。



#### 日常の点検

一日一回、運行の前に、ホイールボルト、ナットを目で見て、さわって点検します。異常を発見したら直ぐに整備工場へ。



#### ホイールの履き替え

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ適合するホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ず確認してください。

| JIS方式(球面座) 6穴・8穴 |  |                                  |
|------------------|--|----------------------------------|
| ホイール             | スチールから<br>アルミに履き替え                           | アルミから<br>スチールに履き替え               |
| フロント             | アルミ用の<br>ナットに交換(※)                           | スチール用の<br>ナットに交換(※)              |
| リヤー              | ホイールボルト、<br>インナーナットを<br>インナーナットを<br>スチール用に交換 | ホイールボルト、<br>インナーナットを<br>スチール用に交換 |

※ 日野車は、ナットに加え、それぞれ専用のホイールボルトに交換します。

| ISO方式/新ISO方式(平面座) 8穴・10穴 |                                      |                                       |
|--------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| ホイール                     | スチールから<br>アルミに履き替え                   | アルミから<br>スチールに履き替え                    |
| フロント<br>リヤー              | ホイールボルトを<br>アルミ用に交換<br>(ホイールナットは共用品) | ホイールボルトを<br>スチール用に交換<br>(ホイールナットは共用品) |

※ 日野車は、ナットに加え、それぞれ専用のホイールボルトに交換します。

詳しい情報は… 日本自動車工業会 HP  
日本自動車車体工業会 HP  
日本自動車タイヤ協会 HP

<http://www.jama.or.jp/user/>  
<http://jacia.or.jp/use/trailer/index.php>  
<http://www.jatma.or.jp/tekisei/>

国土交通省

(一般社団法人) 日本自動車工業会 いすゞ自動車/日野自動車/三菱ふそうトラック・バス/UDトラックス

(一般社団法人) 日本自動車車体工業会 トレーラ部会

(一般社団法人) 日本自動車タイヤ協会



# 大型トラック(トレーラ)・バスのホイールボルト関係の点検内容

– 大型車：車両総重量 8 トン以上のトラック(トレーラ)または乗車定員 30 人以上のバス

日常点検

## 1 目視での点検

- ホイールナットの脱落やホイールボルトの折損はないか。
- ホイールやホイールボルト、ナットのまわりに錆汁がでた痕跡はないか。
- ホイールナットから突出しているボルトの長さに不揃いはないか。
- ホイールに亀裂や損傷がないか。

### 目視での点検



3か月点検

## 1 一つのナットで締付ける方式の緩み点検

- トルクレンチを用いるなどにより、ホイールナットを規定のトルクで締付けます。

## 2 インナー、アウターのナットで締付ける方式の緩み点検

- 最初にボルトの半数(一個おき)のアウターナットを一旦緩め、インナーナットをトルクレンチを用いるなどにより規定のトルクで締付けます。
- 次に、緩めたアウターナットを、トルクレンチを用いるなどにより規定の締付けトルクで締付けます。
- 続いて、残りの半数のホイールボルトのアウターナット、インナーナットについても同様の作業を繰り返します。

### 点検ハンマなどを用いての点検



### ねじの締付け方向を確かめて締付けます



### JIS方式ダブルタイヤの締付け手順



12か月点検

## 1 ディスクホイールを取外して行う点検

- ホイールボルトやナットに亀裂や損傷がないか、著しい錆の発生がないか。  
※ワッシャー(座金)付きナット(ISO方式)では、ワッシャーがスムーズに回転するかも点検。
- ホイールボルトに伸びはないか。
- ボルト、ナットのねじ部に「つぶれ、やせ、かじり」などの異常はないか。
- ホイールのボルト穴、かぎり穴のまわりや溶接部に亀裂および損傷がないか、  
ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないか。
- ホイールのハブへの取付面、合わせ面に摩耗や損傷がないか。

## 2 ディスクホイールを取付ける際に行う点検

- ホイールの取付面、合わせ面、ホイールナットの当たり面、ハブ取付面、ボルト、  
ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などの異物を取り除きます。
- ホイールボルト、ナットに指定の潤滑剤を薄く塗布します。(×)  
・JIS方式の場合…ボルト、ナットのねじ部および座面(球面座)部に塗布  
・ISO方式の場合…ボルト、ナットのねじ部およびナットとワッシャーとのすき間に塗布  
(※ホイールとの当たり面には塗布しない)

(△) ドライ方式(潤滑剤を塗布せず締付ける方式)の車両では、油分の塗布は厳禁です。

- ホイールナットの締付けは、対角線順に 2 ~ 3 回に分けて行い、最後にトルクレンチを用いるなどにより規定のトルクで締付けます。  
※インパクトレンチで締付ける場合は、締付け時間や空気圧などに留意し、締め過ぎないよう十分注意します。最後は、トルクレンチを用いるなどして規定のトルクで締付けます。

締付け不足、締め忘れ防止のため、作業終了後、(規定のトルクで)確実に締付けたことを確認するようお願いします。

- 50 ~ 100 km走行後を目安に、増し締めを行います。

### ホイール、ハブ、ボルト、ナットの点検箇所



### ディスクホイールの点検箇所



締付け方式

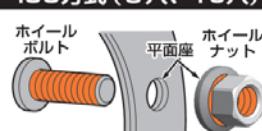
ホイールの締付け方式には、球面座で締付ける JIS 方式と、平面座で締付ける ISO 方式があります。

大型トラック・バスでは「排出ガス規制ポスト新長期規制適合」車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

アルミホイール/スチールホイールの履き替えには、それぞれ適合するボルト、ナットの使用が必要です。

### [後輪ダブルタイヤの締付け構造]

#### ISO方式(8穴、10穴)



#### JIS方式(6穴、8穴)



## 「年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施」について

12月10日（土）から平成29年1月10日（火）までの間、平成28年度「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施する旨、山梨運輸支局長より通達がありました。標記運動へのご理解とご協力を、よろしくお願ひいたします。

### 平成28年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目(抜粋)

#### ～事故防止等に関する安全点検及びテロ対策等の点検～

##### ○実施時期

平成28年12月10日(土)～平成29年1月10日(火)

##### ○点検事項及び点検項目

###### (1)飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況

- ①飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。
- ②飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。
- ③覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。

###### (2)死傷事故等を防止するための安全対策の実施状況

- ①夕暮れ時の早めの前照灯点灯及び夜間のハイビームの活用を指導しているか。
- ②右左折時において、周囲の交通状況を十分確認するよう指導しているか。特にトラックにおいて、助手席の荷物や不適切な架装・改造、後写鏡の状態等により死角を大きくすることがないよう、指導しているか。

###### (3)車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況

- ①過積載運行等の防止を図っているか。
- ②過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラスへの装飾板の取付等、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、基準不適合となるマフラー取付等)の防止が徹底されている。
- ③車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。  
また、自動車の点検整備等に関する社内規定の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。

###### (4)新型インフルエンザ等対策の実施状況

- ①ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。
- ②職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。
- ③インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能するために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。

##### ○実施事項

- (1)整備事業者においては、自動車使用者に対し、日常点検、定期点検整備の励行を指導すること。また、後部座席を含むシートベルト着用の徹底とチャイルドシート使用の徹底を図ること。
- (2)リボンの着用、垂れ幕及び立て看板等を掲出するとともに、点検事項を掲示するなどして総点検の趣旨の徹底を図ること。

## 「年末の交通事故防止県民運動」について

これから迎える年末は、交通渋滞が起こりやすく、また、日暮れが早くなつて気持ちが気ぜわしくなる等、諸々の要因から交通事故の多発が懸念されます。

このため、本年も12月の1ヶ月間「年末の交通事故防止県民運動」を実施する旨、山梨県警察より連絡がありました。

当運動を十分ご理解の上、「重点目標」に沿つてご協力頂きますようよろしくお願ひします。

### 平成28年度「年末の交通事故防止県民運動」実施要領（抜粋）

#### ○目的

この運動は、交通量の増加に伴う道路の渋滞や心理的な慌ただしさ、飲酒の機会が増えるなど、様々な要因が重なり合つて交通事故が発生しやすくなる年末の時期において、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を促し、交通事故の防止を図ることを目的とする。

#### ○期間

12月1日（木）～12月31日（土）までの31日間

#### ○主唱

山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

#### ○交通安全スローガン

『乗せるのは　君の宝（かぞく）と　その未来（あした）』

#### ○運動の重点目標

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 早めのライト点灯・上向きライト活用の徹底と反射材使用の推進
- 3 自転車の安全で適正な利用の推進
- 4 高齢者と子供の交通事故防止
- 5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 6 二輪車の交通事故防止

## 「運転席フロアマット」の正しい装着について

納車時・サービス時における運転席フロアマットの適切な装着や、お客様への注意喚起を、十分実施していることと存じますが、「不適切な運転席フロアマットの使用」による事故の発生を防止するため、お客様に注意喚起を行って下さい。

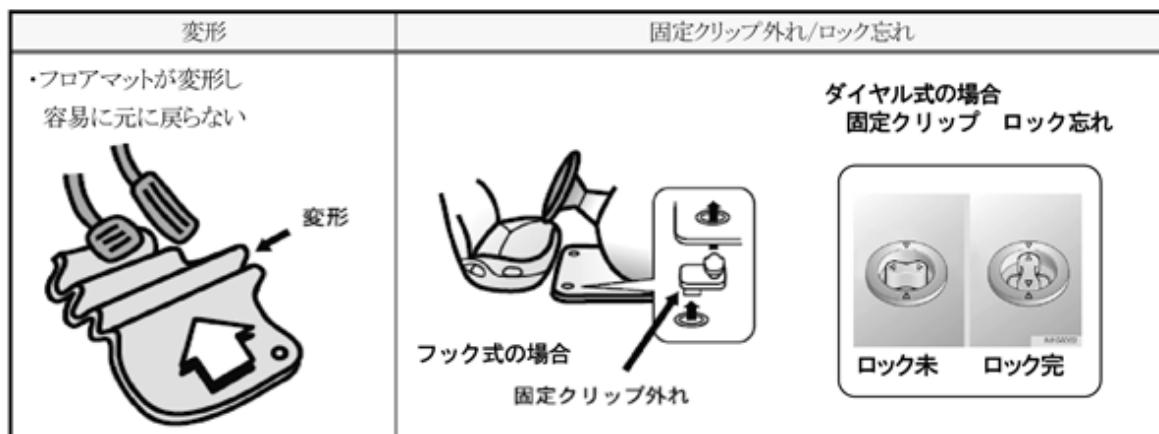
### ■ 対象車

全車両

### ■ お客様への説明事項

- ①純正品はもちろんのこと、市販品等の場合でも、車両に合った商品をお選びいただき、運転席フロアマットとアクセルペダルが緩衝しない位置に、フロアマットを固定クリップ等で確実に固定して頂くようご説明下さい。
- ②掃除等により運転席フロアマットを外した場合は、再び装着する際、フロアマットとアクセルペダルが干渉しない位置に、フロアマットを固定クリップ等で確実に固定して下さい。
- ③運転席フロアマットの重ね敷きは、絶対にしないよう、ご説明下さい。  
特に、汚れを気にした市販品のマット類の重ね敷きや、降雪期等のゴム製マットの重ね敷きは絶対にしないよう、ご説明下さい。

<不適切な状態例>



### ケースその1

#### 【内容】修理前に見積書の提示がなかったのは何故か

- ・車名：軽自動車
- ・登録年月：平成15年頃
- ・走行距離：108,000km
- ・相談日：平成27年10月2日

車は3年前に姉より譲り受けた車両で、改造等はなし。平成26年12月、和歌山市内の指定工場B（県下に複数のGSを展開）にて検査を実施した。平成27年9月28日、走行中に異音に気付き一旦停車させたが、不安になり帰宅しようとターンをしたら右前輪が外れたとのこと。約9ヶ月前に検査を行った指定工場Bに電話し、県中部の故障現場に来て貰ったところ、「前回検査時には左ロアアームのボールジョイントブーツを交換したのみで、右の当該部分は修理していないため、弊社に責任はない」との説明を受けたとのこと。なお、その後の車両修理は知り合いの事業場に依頼しているが、ドライブシャフトの交換が必要で、現在部品待ち状況（約3万円必要）。

#### 【対応】

B社へ電話。事業場管理責任者Y氏へ説明したところ、9月28日の連絡を受け現地へ急行したが、右前輪が外れたのではなく、右サスペンションストラットの2本のボルトが外れたものであり、弊社に非はないとのこと。相談者に連絡。B社の見解を伝えると共に、検査時には下回り検査時にもハンマー等による検査を行ったとB社が主張し、記録簿に記載している以上、相談窓口としてはこれ以上の前進はできない。通常の走行ではストラットのボルトは外れることはないと想われ、B社と前回修理箇所等について具体的な説明を受けるよう促し、それでも相談者が納得できないのなら、運輸支局整備部門へ連絡し検査瑕疵ではないかを相談すればとの助言を行ない、一応の終結となった。運輸支局整備部門へ連絡。一連の報告を行い、前進があった場合には再度相談窓口へ振って頂くよう要請を行った。

### ケースその2

#### 【内容】1ヶ月点検後、オイルキャップの緩みで新車が汚れてしまった

- ・車名：ミニバン
- ・登録年月：平成27年4月
- ・走行距離：不明
- ・相談日：平成27年8月10日

平成27年4月、ディーラーより新車を購入。5月に1ヶ月点検をしたが、その際オイルキャップが緩んでいて、7月10日にエンジンルームから黒煙が出て走行不能となった。オイルキャップの緩みのミスでエンジンルームや車内が汚れているので、新車に換えて欲しい。車庫の一部がオイルで汚れた補償をして欲しい。このことに関する説明をして欲しいとのことであった。

#### 【対応】

新車に代えることや、車庫の一部がオイルで汚れた補償については、こちらでは判断できない内容であるが、この事に関する説明をして頂くよう指導することで了解を得た。事業者（本社サービス部）へ確認したところ、すでに事情を把握しており対応を準備しているが、汚れは軽微でありクリーニング等で対応する検討をしているが、連絡がとれなかったり、補償に関する話が平行線のままであったりと進んでいないとのことであった。相談者は不審に思って説明を要求していることを伝え、相談者へしっかりと説明をして頂くよう伝えた。相談者にはその旨連絡した。